

## 15-2 キャラクター取扱規則

(目的)

第1条 一般社団法人日本損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第4条に定める事業を広く宣伝普及し、定款第3条に本会の目的を達成するため、別記「日本代協キャラクター「森の賢者ふうた」（以下、キャラクターという）を作成し、定款47条の規定に従い、本規則を定める。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、本会に帰属する。

(使用者の範囲)

第3条 キャラクターを使用できる者の範囲は次のとおりとする。

- 一 本会
  - 二 都道府県代協
  - 三 都道府県代協を構成する社員及び当該社員が所属する損害保険代理店（以下「代協加盟代理店等」という。）
2. 本会会長は、都道府県代協のキャラクターの使用に関し、管理上の権限と責任を持つものとする。
3. 都道府県代協の代表者は、その所属する代協加盟代理店等のキャラクターの使用に関し、管理上の権限と責任を持つものとする。

(使用物の範囲)

第4条 キャラクターを使用できる物の範囲は次のとおりとする。

- 一 本会・都道府県代協が業務遂行上使用する刊行物、文書類、封筒、用箋、役職員名刺、看板、ポスター、広告、ウェブサイト
  - 二 代協加盟代理店等が業務遂行上使用する文書類、封筒、用箋、名刺（従業員を含む）、看板、広告、ウェブサイト
2. 代協又は代協加盟代理店等は、前項に定める物以外での使用を希望する場合は、本会会長に申請し承認を得なければならない。
3. キャラクターを使用するときは、本会が一般社団法人として営業を行っているがごとき印象を社会に与えないよう配慮しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 本規則第3条に定める使用者は、キャラクターを使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 キャラクターを印刷物・ウェブサイトを使用する場合は、本会が提供したキャラクターの画像データを使用すること。カラー印刷が行えない場合は、モノクロで印刷すること。
- 二 画像データは、本会が提供した一体の状態で使用することとし、分解・組み替え等を行ってはならない。
- 三 画像データを縮小または拡大して使用する場合は、与えられたデータの比率を維持すること。
- 四 代協加盟代理店等は、その身分を失ったときは、その日以降キャラクターを使用してはならない。

(規則の改廃)

第6条 本規則の改廃は、定款第47条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(附則)

第7条 本規則は、平成28年10月14日より施行する。

平成28年10月14日 理事会制定

別記 「森の賢者ふうた」デザイン

デザインA ステッチ部分に47都道府県代協の略称名等を記載



デザインB



デザインC



デザインD



デザインE

